

(次の図に示す部分に限る。)、805の12から805の14まで、807の1、807の3から807の8まで、807のロ、809、815

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第641号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

都市計画課

道路の種類	路線名	区 間
県道	駒ヶ根駒ヶ岳公園線	駒ヶ根市赤穂497番の1253地先から 駒ヶ根市赤穂759番の336地先まで

道路管理課

長野県告示第642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

松本都市計画区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

長野県告示第643号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

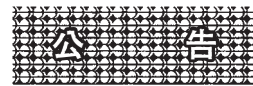
平成16年長野県告示第352号で定めた松本都市計画市街化区域に松本市大字和田字口無、字北野尻、字上西原及び字南西原の各一部を加える。

(2) 市街化調整区域

松本都市計画区域のうち市街化区域を除く区域

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び松本市役所



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画部企画課土地対策室及び地方事務所において一般の縦覧に供します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)
都市地域	351,273	25.9	351,309	25.9
農業地域	463,532	34.2	463,510	34.2
自然公園地域	278,523	20.5	278,549	20.5

企画課土地対策室

公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第7条の規定により、上伊那広域連合長白鳥孝から方法書の送付を受けたので、同条例第8条の規定により次のとおり公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

上伊那広域連合長 白鳥 孝

長野県伊那市荒井3500番地1

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

上伊那広域連合新ごみ中間処理施設建設事業

(2) 種類

廃棄物処理施設の建設

(3) 規模

ごみ焼却施設 処理能力 149 t/日

3 対象事業実施区域

伊那市富県天伯水源付近

4 長野県環境影響評価条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

伊那市

5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県環境部自然保護課、長野県上伊那地方事務所環境課、伊那市役所市民生活部生活環境課、伊那市高遠町総合支所市民生活課、伊那市長谷総合支所市民生活課、伊那市役所富県支所・美篤支所・手良支所・東春近支所・西箕輪支所・西春近支所及び上伊那広域連合環境衛生課	平成22年11月4日(木)から平成22年12月3日(金)まで。 ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

(1) 意見書の提出期限

平成22年12月17日(金)まで

(2) 意見書の提出先

〒396-0025 長野県伊那市荒井3500番地1

上伊那広域連合環境衛生課

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称（「上伊那広域連合新ごみ中間処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書」と記載するものとする。）

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

自然保護課

公告

長野県医療労働組合連合会から医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員等の要求に関して、平成22年11月12日以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野医療生協労働組合、中信民医連労働組合、諏訪民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、上伊那民医連労働組合、賛育会豊野労働組合の組合員が従事する施設の構内及び職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

労働雇用課

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、松本市役所において縦覧に供します。

平成22年11月4日

長野県知事 阿部守一

農業振興地域名	変 更 区 域	変更面積 (ha)	
		増	減
松 本	松本市和田の一部	—	22

農業政策課